

埼玉県分散型エネルギー利活用設備整備費補助金交付要綱実施要領

1 趣旨

埼玉県分散型エネルギー利活用設備整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、埼玉県分散型エネルギー利活用設備整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

2 補助対象事業

要綱第4条別表第2のコージェネレーション設備、業務・産業用燃料電池及び再生可能エネルギー活用設備の補助対象事業の欄における、知事が別に定める国庫補助事業とは別表のとおりとする。

3 交付申請期限

要綱第7条第1項に基づく知事の定める期限は、令和2年7月13日から令和2年12月18日とする。ただし、申請された補助金の総額が予算額に達した時点で、申請の受付を終了するものとする。

4 交付申請書提出の方法及び提出部数

要綱第7条第1項に基づく補助金交付申請書の提出方法は、持参又は郵送とし、提出部数は1部とする。

5 交付申請書の添付資料

要綱第7条第3項第十二号に定める、その他知事が必要と認めるものについては、要綱別表2に定める「知事が国庫補助採択と同等と認める事業」としての補助申請における理由書（様式第1号）とする。

6 実績報告書の提出期限

要綱第13条第4項の実績報告書の提出期限のうち、補助金の交付決定を受けた年度内の別に定める日とは、令和3年3月15日とする。

附則 この要領は、平成29年5月22日から施行する。

附則 この要領の改正は、平成29年6月23日から施行する。

附則 この要領の改正は、平成29年9月28日から施行する。

附則 この要領の改正は、平成30年5月18日から施行する。

附則 この要領の改正は、令和元年5月7日から施行する。

附則 この要領の改正は、令和2年7月13日から施行する。

導入しようとする分散型エネルギー利活用設備の区分	国庫補助事業名
コージェネレーション設備	省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）
	社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助
	災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
	地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
	先進対策の効率的実施によるCO ₂ 排出量大幅削減事業（ASSET 事業）
業務・産業用燃料電池	省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）
	燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金
	災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
	地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
	先進対策の効率的実施によるCO ₂ 排出量大幅削減事業（ASSET 事業）
再生可能エネルギー活用設備	地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業
	地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
	廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業
	廃棄物エネルギー有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業
	水力発電の導入促進のための 事業費補助金（水力発電実証モデル事業）

※該当する「国庫補助事業」は随時要領を改正し、追加する。